

### 第3回 AI戦略会議 議事要旨

1. 日 時 令和5年6月26日(月) 15:00~17:00

2. 場 所 中央合同庁舎8号館1階 講堂

#### 3. 出席者

##### 座 長

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科 教授

##### 構成員

江間 有沙 東京大学未来ビジョン研究センター 准教授

岡田 淳 森・濱田松本法律事務所 弁護士

川原 圭博 東京大学大学院工学系研究科 教授

北野 宏明 株式会社ソニーリサーチ 代表取締役 CEO

佐渡島庸平 株式会社 コルク 代表取締役 社長

田中 邦裕 さくらインターネット 株式会社 代表取締役社長

##### 政府側参加者

高市 早苗 科学技術政策担当大臣

松本 剛明 総務大臣

築 和生 文部科学副大臣

長峯 誠 経済産業大臣政務官

村井 英樹 内閣総理大臣補佐官

森 昌文 内閣総理大臣補佐官

藤井 健志 内閣官房副長官補

岡野 正敬 内閣官房副長官補

楠 正憲 デジタル庁統括官

他

#### 4. 議題

1. AIに関する取組状況について
2. 広島AIプロセスにおける今後の対応に関する討議

#### 5. 資料

- 資料 1-1 個人情報保護法の対応について（報告）
- 資料 1-2 「知的財産推進計画 2023」について（報告）
- 資料 1-3 初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン  
（ポイント）（報告）【非公表】
- 資料 1-4 初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン  
（報告）【非公表】
- 資料 2 当面の対応について（討議）【非公表】
- 参考資料 1 広島 AI プロセス質問票（概要）と回答案【非公表】
- 参考資料 2 AI 戦略会議 構成員名簿

#### 6. 議事要旨

- 冒頭、議論に先立ち、高市科学技術政策担当大臣、松本総務大臣、築文部科学副大臣、長峯経済産業大臣政務官より挨拶があった。挨拶は以下のとおり。

##### 【高市科学技術政策担当大臣】

AIの進化や普及はなお進展しており、今後も更なる社会変革がもたらされるものだと考えている。私たちがAIを有効かつ安全に利用していくためには、AIに関する開発力の向上や利用の促進、これも重要であるが、リスクへの対処の取り組みを忘れてはならない。そうした観点から2点申し上げる。

第1にガバナンスについてだが、現在は各省庁がそれぞれの所掌事務に関連したガイドラインを制定している。私は最も基本となる総務省と経済産業省のガイドラインを生成AIの登場や普及を踏まえて見直していただくと共に、できればこれを統合して全ての役所、更には、AIの開発者、提供者、利用者にとって参照されやすい形にしていくべきではないか

と考えている。

第2にリスクへの対処について、これまでも申し上げてきたが、生成AIにより巧妙な偽情報、誤情報が容易に作られる可能性がある。既に災害時にフェイク動画が出回ったりしているが、特に災害時は、これにより避難が遅れる、救出が遅れる、命に関わるような状況も想定される。また、不当な世論操作のおそれも高まっていると思っている。既に国際社会に対して正しい情報を発信するという点については、内閣情報調査室、また、内閣広報官などを中心に体制は整っていると考えているが、国内向けに、国民の皆様向けに、偽情報が出た場合には速やかにこれを修正する正しい情報を発信できる体制の構築をしておかなければいけないのではないかと考えている。関係省庁の体制含め、今後の対応についても御議論を頂けるとありがたい。

#### 【松本総務大臣】

過日も論点をお取りまとめいただき、感謝申し上げます。この論点整理を踏まえ、また、AI戦略チームと連携をさせていただきながら、広島AIプロセスへの対応やガイドラインの今後の案の策定、進め方などについてしっかりと連携し、政府として横串を刺した形で政策の推進を図ってまいりたい。

この論点整理については、先月、5月30日に広島AIプロセス第1回のG7作業部会を開催させていただき、その際にも本戦略会議での論点整理の要旨を今後のG7間の議論の土台になるよう各国にインプットさせていただいているところである。この作業部会の結果、年末までの成果物の取りまとめに向けて、まずは生成AIについての各国の見解を棚卸しするための質問状を、我が国からG7各国に発出をしたところである。この質問状に対して、我が国も回答を作成し、各国に示していく必要がある。本日の御討議も踏まえて政府として回答内容を整理したいと考えているので、是非皆様の御知見を頂戴したい。

生成AIの取り組みのあるべき姿について、皆様から頂戴する幅広い知見を生かし、広島AIプロセスを通して、生成AIの責任ある活用やグローバルなAIガバナンスの相互運用性の確保に関して、G7から世界へ向けて日本が議論を主導してまいりたい。

新しい技術はやはり使ってみることから始めたいと考えている。総務省としても生成AIの活用に関して、政府内のルールを踏まえて、まずは公開された会議の議事録作成など機密性を有しない情報を取り扱う業務での試行に取り組む予定である。サービス提供事業者との調整を

進めて、AIを活用する業務の拡大に努めてまいりたい。

**【築文部科学副大臣】**

初等中等教育段階の生成AIの利用については、利用規約の遵守を前提に、事前に生成AIの性質などを子供たちに十分に理解をさせた上で、教育活動の目的を達成する観点で効果的か否か等で利用の適否を判断することが必要であると考えている。現時点では、一部の学校でパイロット的に取り組み、成果・課題を検証するとともに、全ての学校でファクトチェックの習慣づけなども含む、情報モラル教育を充実させる必要があると考えている。

なお、長期休養中の各種コンクールの作品やレポート等について、AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出することは、場合によっては不適切であることを十分に指導することが必要であるとも考えている。今後事務的な詰め作業を行い、来月早々にはガイドラインを公表したいと考えている。

また、AIと著作権の関係について、著作権法の正しい理解に基づいてAIが利活用されるよう、去る6月19日にセミナーをオンラインで開催し、約9,000人の方に御視聴を頂いた。文部科学省としては、今後専門家も交えてAIの開発やAI生成物の利用に当たっての論点を整理し、考え方を周知、啓発してまいりたい。

**【長峯経済産業大臣政務官】**

経済産業省としては、先日、AI開発に不可欠なインフラである計算能力を拡充する民間企業の取り組みに対しての支援を決定した。今後も、生成AIに関する基盤的な開発能力の醸成に向けて、迅速かつ着実に計算能力の拡充を進めるとともに、生成AI開発を加速する取り組みなどを進めてまいりたい。

また、ガイドラインについて、経済産業省と総務省で連携して、開発者、提供者、利用者など様々な立場の事業者向けの統一的で分かりやすいガイドラインの検討を進めている。このガイドラインを、広島AIプロセスをはじめとした国際的な議論を主導できるものとするためには、多角的な視点からの御意見や御知見が非常に重要となる。皆様のお力添えを賜りたい。

○ 次に、AIに関する取組状況として、個人情報保護委員会より個人情報保護法の対応について、知的財産推進事務局より知的財産推進計画2023について、文部科学省より教育現場でのガイドラインの検討状況について、それぞれ説明があり、その後、各構成員からそれらの報告に対する意見が述べられた。主な意見は以下のとおりである。（非公表内容除く）

・ 初等中等教育段階の生成AI利用の課題として個人情報の流出や著作権侵害、偽情報、批判的思考や創造性への影響が記載されているが、文章生成AIだけではなく、画像生成AIや音声生成AIなども簡単にできるようになってくると思っている。そうなったときに、倫理的な観点からの大事な論点として、人権がある。どんな画像を作っていくのか、文章を出していくのかといったときに、例えばそれがほかの人の尊厳や権利を侵害していないか。勝手に個人の顔を作ったり、偽情報やフェイクニュースで人を惑わすという以外でも、いじめなど人を傷つけるような形で使われる可能性もある。そのため課題意識の中に、人権に対する考え、人々の尊厳に関する議論も入れていくべきではないか。

・ ガイドラインに関して、日本は結構活用に傾いているという話になると、他国との協調がうまく取れないような状況もあるかもしれない。そのため、それぞれの国のスタンスも踏まえながら取り組むことが重要だと思う。とはいえ、慎重になり過ぎるのもよくないし、利用を前提とし過ぎるのもよくないので、一つのポイントとしては、技術的に可能なことはしっかりガイドラインとして踏まえていくことだと思っている。ただし、その見極めについては現状、非常に難しいことから、作る方の専門家の意見も踏まえながら慎重に進めていく必要があるのではないか。

・ 学習元の著作物と類似なものが出てきたときに、これを販売すると著作権侵害になるかどうかの判断があるという内容と、生成された画像等に既存の画像や著作物の類似性認められた場合に、関連の著作物が学習元に含まれているかどうかは関係ないという内容の両方が資料に記載されているが、これはどちらの方を本筋と考えているのか。学習元に著作物が含まれているかどうかについては、多くの場合、何が学習の元データになっているかは開示されないことが多く、また、これから技術が進んでくると、ある著作物をターゲットとして生成しようとしたときに、あえてそれを学習元に入れないというようなこともできなくはないかもしれない。そのため、普通の人々が著作物を作り、他人の著作物に近くなってしまった際に訴訟を受けるのと同様な、一般的な著作権侵害として扱うことでよいのではないか。

・著作権について、考え方を学習段階と生成段階と生成物の利用段階の三つに分けているのは非常によいのではないか。ただ、世間のクリエイターの方々がこれら三つ全部をごちゃごちゃに、1つのものとして議論し、いろいろな抗議をするということが多く発生している。世間に対し、どのようにしてこの三つが別のことなんだということを知ってもらうのか、ということが非常に難しいと感じている。SNS等でAIを使って活躍している人が、それはパクりじゃないかというような形で、執拗に攻撃をされるというようなことも起きている。どのようにすれば、AIを使った著作物をクリエイターが発表できる足場づくりができるかということが重要になってくるのではないか。

・ネットの中では生成AIで活躍している人がいる一方で、元の画像を作った人と創作物を作った人との間での論争というものも発生している。ただ、少し由々しき事態として、生成AIですごくお金を儲けたのだということで、元の著作者に対して非常に揶揄するような言葉をかけたりするなど、元の著作者に対してあおるような行為が見受けられる。そのため、著作権法のベースとして、もともとの創作者に対するリスペクトの醸成や、創造を広げるために著作権でしっかり保護していくというもともとの観点についても忘れてはいけないのではないか。その反面にはなるが、生成AIで活躍している人が意図せず著作権侵害をしたとして、今後、急に逮捕されてしまうとか、著作権違反ではないかと言われてしまうというような、急速に委縮させてしまうようなことは非常に注意しないといけないと思っている。テクノロジーが急速にしばむときというのは、急にそれが違法行為であるというレッテルを貼られたときであるので、国民感情に対して、違法行為は許さないということと何でもかんでも違法行為にしないことの両面から、バランスを取りつつ進めることが重要である。

・個人情報の話、及び、知的財産、著作権の話についてきちんと整理していただいたが、大変分かりやすく、利用者、開発者の両者にとって非常に有り難いものとなっている。いろいろと論点はあるにせよ、現状このような整理ができるということについて示していくということは、とても素晴らしいことだと思う。

○ 次に、内閣府より広島AIプロセスにおける今後の対応に関する討議資料について説明があり、その内容について構成員間で議論を実施した。

以上